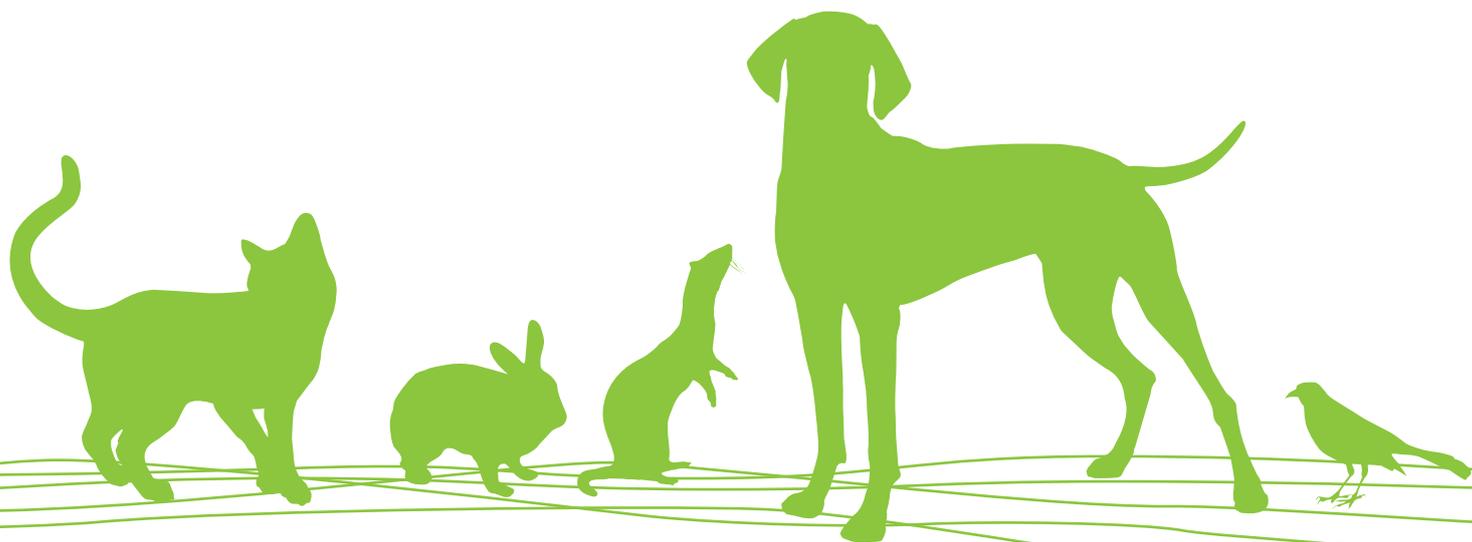


2009

DISCLOSURE

アニコム損害保険の現状



アニコム損害保険株式会社

日頃より、アニコム損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、

「アニコム損害保険の現状 2009」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」及び「同施行規則第59条の2及び第59条の3」に基づいて作成したディスクロージャー誌（保険会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

■ アニコムグループ経営理念



ani+com=anicom

アニコムグループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。

アニコムグループでは、社名に掲げた
「ani（命）+communication（相互理解）=∞（無限大）」を企業活動の根源にすえています。
命あるものがお互いに理解し、ともに一つの目的に向かって力を合わせることで、
これまで不可能と思われていたことが可能になると考えているからです。
私たちはペット保険事業を柱にこの無限大の価値創造力を活かし、「ありがとう」を拡大します。

■ アニコムグループ経営方針

1

オープン・マネジメント

■アニコムグループは、オープンで、「対話のできる法人」を目指します。

組織が大きくなるにつれて、ステークホルダーの皆様の声は、法人に届きにくくなりがちです。アニコムグループでは、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指してオープン・マネジメントを推進します。

2

マーケットアウト・マネジメント

■アニコムグループは、常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。

アニコムグループは、常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創り出す、マーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識することで、常に柔軟な経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努めます。

3

ロールプレイング・マネジメント

■アニコムグループは、個々に与えられた役割（ロール）を最高に演じる（プレイング）ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。

アニコムグループは、個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。



contents

シンボルマーク



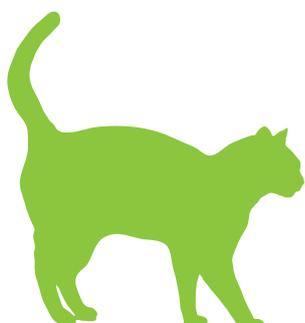
「はっば」のシンボルマークは、4枚のハート型のはっばで構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚のはっばをつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

アニコム損保の経営方針

私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、
飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生み出す
保険会社を目指します。

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜ぶ飼い主
はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け
取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流
していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じ
て、どうぶつがケガをしない、病気にならないため
の情報の提供など、飼い主の皆様が『涙』を減らし、
『笑顔』を生み出す保険会社を目指して、グループ
をあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいり
ます。



会社概要・沿革	02
トップメッセージ	03
トピックス	04

I 経営について

1. アニコムグループ概要	06
2. 2008年度の事業概況	07
3. 内部統制システムの構築	09
4. コーポレート・ガバナンス	11
5. 勧誘方針	12
6. コンプライアンス	13
7. 反社会的勢力の排除	14
8. リスク管理	15
9. 情報管理	18
10. 募集制度	21
11. 「お客様の声」への対応	23

II 業務について

1. 保険のしくみ	28
2. 取扱商品	29
3. 約款	30
4. 保険金のお支払い	31
5. 各種サービス	34

III コーポレートデータ

1. 株式の状況等	36
2. 会社の組織	38
3. 役員状況	40
4. 従業員の状況	42

IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 代表的な経営指標等	44
2. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	45
3. 業務の状況を示す指標	46
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	55
2. リスク管理債権	61
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	61
4. ソルベンシー・マージン比率	62
5. 時価情報	63
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	65
損害保険用語の解説	66

会社概要 (2009年3月31日現在)

社名（英文社名）	アニコム損害保険株式会社（Anicom Insurance, Inc.）
代表取締役社長	小森 伸昭
設立年月日	2006年1月26日 (アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立)
開業日	2008年1月10日
本社所在地	〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3777
資本金	41億円
従業員数	151名
株主	アニコム ホールディングス株式会社（100%）
事業内容	損害保険業

沿革 (2009年3月31日現在)

2006年1月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社 設立
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年1月	ペット保険「どうぶつ健保」販売開始 (4月1日以降保険責任開始契約)
2008年4月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始

トップメッセージ

2008年度は、4月からペット保険「どうぶつ健保」の補償を開始し、当社の本格的なスタートとなりました。2009年3月末には、おかげさまで新規契約件数が24万件に達し、2008年度の正味収入保険料は、64億円となりました。一方、保険金のお支払いについても、人の健康保険制度のように身近にご利用いただいた結果、2009年3月末には支払件数が28万件を超え、2008年度の正味支払保険金は13億円となりました。この他、責任準備金の繰入れや、事業費等の経費を差し引いた結果、当期純損失は12億円となりました。

アニコム損保は、人の健康保険制度のように、安心できる医療環境を「家族の一員であるどうぶつにも提供していきたい」という願いから、ペット保険専門の保険会社として2008年1月に営業を開始しました。2008年度は、本格的なスタートとともに、ペット保険の募集、保険金のお支払い、契約の継続手続き等、あらゆる場面で、当社の商品や業務・サービスに対して、お褒めやお叱り、ご意見など、様々なお客様の声を頂戴いたしました。こうした貴重なお客様の声を経営に取り入れるべく、経営企画部に「お客様相談センター」を設置し、お客様の声の把握・分析を速やかに行い、全社一丸となって改善を推進する態勢を構築・強化いたしました。

営業面では、ソニー損害保険株式会社との業務提携を始めとして、株式会社広島銀行が、地方銀行として初めてペット保険の販売を開始するなど、各種金融機関との提携を進めてまいりました。また、大規模な代理店との契約も順調に進み、2009年3月末の代理店数は599社、2,109の店舗でペット保険を販売する態勢となり、より多くのお客様にペット保険をご紹介する営業基盤を確立しました。

2009年度は、お客様の声をもとに、「アニコム損保を選んでよかった」「お友達にも勧めたい」と思っただけのよう、商品の改定やサービスの強化に取り組むとともに、ペット保険のリーディング・カンパニーとして、ペット保険の認知度の向上と普及拡大に注力いたします。今後も、お客様から信頼いただける会社であるよう、役職員一同引き続き尽力してまいります。

2009年7月

アニコム損害保険株式会社
代表取締役社長

小 森 伸 昭



トピックス

■新規契約件数及び保険金支払件数

2009年3月末に、販売開始から1年間で、ペット保険「どうぶつ健保」の新規契約件数が24万件に達するとともに、営業開始以降の保険金支払件数も28万件を突破しました。人の健康保険制度と同様に、対応動物病院で利用できる「窓口精算システム」や、お気に入りのペットの写真がプリントされた「診療記録簿」等に厚いご支持をいただき、ペットと飼い主の毎日の生活に密着した保険として多くの皆様に利用していただいています。



■オンライン加入の開始

2009年1月9日から、ホームページ上でペット保険のご契約手続きが完了する、便利なオンライン加入を開始いたしました。お手続きが完了した翌日の午前0時より補償開始（※）となり、非常に簡単に、かつスピーディーにご契約いただけます。

※ただし、補償開始日より30日間に発症した疾病については、お支払いの対象になりません。



■「ご契約者様専用ページ」の機能の充実

2008年12月から、ホームページの「ご契約者様専用ページ」において、住所や電話番号、改姓等のご契約者様情報の変更手続き、2009年1月からは、診療記録簿用の写真の送信が可能になりました。2009年度には、保険金のお受取実績や保険料のお支払状況も確認していただけるようになるなど、引き続き便利で分かりやすいページとなるよう改善を続けてまいります。



■ソニー損保との業務提携を開始

ソニー損害保険株式会社を販売代理店とする業務提携を行い、2009年1月から、ソニー損保を通じてペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」の販売を開始しました。主として同社の顧客にご紹介いただくことにより、通販型によるペット保険の販売を促進しています。





経営について



1. アニコムグループ概要	06
2. 2008年度の事業概況	07
3. 内部統制システムの構築	09
4. コーポレート・ガバナンス	11
5. 勧誘方針	12
6. コンプライアンス	13
7. 反社会的勢力の排除	14
8. リスク管理	15
9. 情報管理	18
10. 募集制度	21
11. 「お客様の声」への対応	23

アニコムグループ概要

■アニコム ホールディングスの概要 (2009年3月31日現在)

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



社名 (英文社名)	アニコム ホールディングス株式会社 (Anicom Holdings, Inc.)
代表取締役社長	小森 伸昭
設立年月日	2000年7月5日 (株式会社ビーエスピーとして設立)
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-5348-3911
資本金	33億4,623万円
従業員数	6名
事業内容	子会社の経営管理

■アニコムグループの概要 (2009年3月31日現在)



※アニコム損保の概要は2ページ
をご参照ください。

社名 (英文社名)	アニコム フロンティア株式会社 (Anicom Frontier, Inc.)
代表取締役社長	永光 良介
設立年月日	2005年2月25日
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-6863-0057
資本金	1,000万円
従業員数	36名
株主	アニコム ホールディングス 株式会社 (100%)
事業内容	・ 事務業務の受託 ・ 生命保険募集、損害保険代理業

社名 (英文社名)	アニコム パフェ株式会社 (Anicom Pafe, Inc.)
代表取締役社長	長田 卓史
設立年月日	2004年12月24日
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号	03-3565-8294
資本金	1,000万円
従業員数	6名
株主	アニコム ホールディングス 株式会社 (100%)
事業内容	・ 動物病院支援事業 ・ 出版事業

2008年度の事業概況

(1) 事業の経過

当社は、2007年12月26日に損害保険業免許を取得、2008年1月10日に開業し、同年4月1日以降に保険責任が開始となる保険契約の引受を開始しました。

特定保険業者anicom（動物健康促進クラブ）の「どうぶつ健康保障共済制度」のご加入者様に対し、同年4月以降に満期となる方へ順次当社の保険商品をご案内し、当社への切替継続契約を推進した結果、多くのお客様から当社商品への切替申込をいただくことができました。

また、ペットの販売と同時に保険募集を行うことができる「ペットショップ代理店」につきましても、大型ペットショップチェーンとの提携や成長力のある中小規模ペットショップとの提携を推進して代理店網の拡充を図ってまいりました。

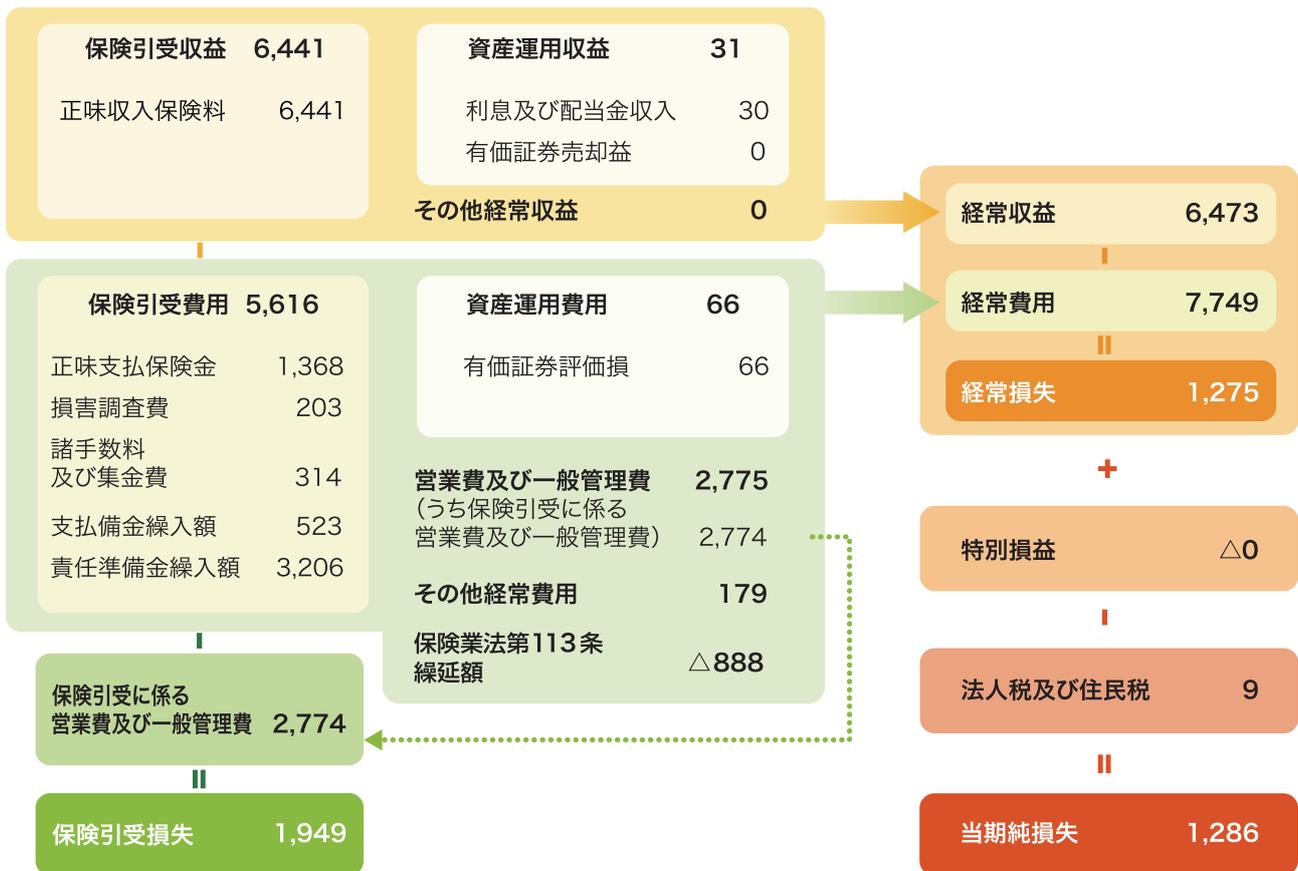
さらに、ソニー損害保険株式会社との提携による同社顧

客への当社商品の販売や、地銀、信用金庫を中心としたエリア特化の金融機関販売網の構築、企業職域への展開など、販売チャネルの拡充に取り組んでおります。

お客様の利便性・満足度の向上の観点から、2009年1月からは新規加入時の獣医師による加入検診を不要にし、ホームページで保険の申込手続きが完了する「オンライン加入制度」を導入するとともに、2009年3月からは給与控除等により保険料を決済できる「団体扱制度」を導入するなど、各種制度の充実を図ってきております。「窓口精算システム」を利用できる動物病院のネットワークの拡充にも努め、2009年3月末で4,300病院になりました。また、「しつけ・健康相談サービス」ではお客様の様々なご相談に対し、獣医師や専門知識を保有する担当者からアドバイスを差し上げ、ペットに関する悩みや不安の解消に役立てていただいております。

●決算の仕組み（2008年度）

（単位：百万円）



2008年度の事業概況

(2) 2008年度の業績

保険引受収益は6,441百万円、資産運用収益は31百万円となり、経常収益は6,473百万円となりました。

一方、保険引受費用は5,616百万円、資産運用費用は66百万円、営業費及び一般管理費は2,775百万円、その他経常費用は179百万円となりましたが、保険業法第113条に基づき事業費を888百万円繰延べたため、経常費用は7,749百万円となりました。

この結果、経常損失は1,275百万円となり、さらに特別損失、法人税及び住民税を計上し、当期純損失は1,286百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

当社は、ペット保険のマーケットリーダーとして市場の拡大に努めてまいりましたが、ペット保険の先進国である英国等と比較すると、認知度・加入割合は依然として低く、いまだ成長途上にあるものと認識しております。日本において、人の健康保険制度が社会的なインフラとして確立されておりますように、全国の動物病院との連携をさらに強化し、動物病院で保険金相当額を差し引いた金額のみ支払うことで手続きが完結する当社のペット保険が、どうぶつ健康保険制度としてペット業界に広く認知されるよう、今後とも取り組んでまいります。そのためにもお客様から信頼され満足いただけるサービス・商品を継続的に供給し、ペット保険のさらなる普及を推進していく必要があり、対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 販売チャネルの拡充と適正募集の推進

当社の主力販売チャネルであるペットショップ代理店網の拡充を図るほか、地銀、信用金庫を中心としたエリア特化の金融機関販売網の構築や、他の生損保会社との業務提携、職域マーケットの開拓を視野に入れた幅広い販売チャネルの拡充に引き続き取り組んでまいります。

また、保険募集人の保険商品に対する理解を深めるための勉強会や販売講習会等の積極的な実施や、商品パンフレットの内容充実などの取り組みを通じて、適正募集の徹底と販売力の強化の両立を図ってまいります。

② ペット保険の認知度向上

ペット保険の認知度は、年々向上しつつあると認識しておりますが、その具体的な補償内容や、必要性・利便性等は必ずしも十分に認識されていないと思われることから、定期的な「ニュース・リリース」の配信や、お客様へのアンケート結果や保険金支払い実績を分析した「リサーチ・リリース」の配信など、ペット保険の認知度を向上させる施策をより積極的に実行してまいります。

③ 商品・サービス内容の継続的改善と業務効率のさらなる向上

お客様の声を商品・サービスの改善に活かし、補償内容や付帯サービスの継続的な改善に取り組めます。

また、ペット保険は、他の保険商品と比べて保険金請求頻度が極めて高い商品です。適正な保険金支払態勢を維持しつつ、さらに迅速な保険金のお支払いができるようにするとともに、保険金請求内容の調査や保険金支払いに係る業務コストを削減するために、業務システムの不断の改善と業務担当者への教育、研修を通じ適正かつ効率的な業務運営を図ってまいります。

内部統制システムの構築

会社法及び会社法施行規則に定める、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、当社では以下の基本方針を取締役会において決議しています。

当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しています。

内部統制システム基本方針

- (1) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「コンプライアンス基本方針」、「情報セキュリティ管理基本方針」等の基本方針を制定し、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢を全役職員に対し、周知・徹底する。
 - ② 各種契約書・社外宛文書の事前点検や、「苦情」への対応方針等につき社内ルールを定めて周知を図るほか、その遵守状況等について、内部監査室とコンプライアンス・リスク管理部がモニタリングする体制を構築する。
 - ③ コンプライアンス推進体制については、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を開催して重要事項を審議するほか、「コンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役会に報告する。
 - ④ 当社の役職員が、コンプライアンス上の疑義を発見した場合には、通常の報告ルート以外に、社内外のホットラインを活用できる体制とする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報ははじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、適切に保存・管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業運営上の「リスク」については、「リスク管理方針」や「統合的リスク管理方針」をもとに、リスクカテゴリーごとに分類して定義・体系化している。各リスクごとの主管部署が中心となって所管リスクを日常的・継続的に管理するとともに、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部がリスク管理の状況や実態を総合的に把握・チェックする体制とする。
 - ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定例開催し、当社におけるリスク管理に関する重要事項を審議するとともに、体制整備の進捗状況や適切性について検討し、その結果を取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」等により、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。また、執行役員を選任して特定業務についてその執行を委任する。
 - ② 中期経営計画及び年度計画を策定し、達成状況の確認を通じて取締役は所管業務の執行につき多面的な検討を行い、取締役会等に報告する。

内部統制システムの構築

- (5) 当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「コンプライアンス基本方針」、「リスク管理方針」、「統合的リスク管理方針」及び「情報セキュリティ管理基本方針」等を制定し、全役職員の遵法意識の醸成を図るとともに、その徹底を図る。
 - ② 内部管理態勢が有効・適切に機能しているか否かについては、内部監査室とコンプライアンス・リスク管理部が、実態を把握して、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役監査に関する体制
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会に監査役会事務局を設置するとともに、「監査役会規則」に基づき、監査役を補助する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置する。
 - ② 補助使用人の取締役からの独立に関する事項
「監査役会規則」に基づき補助使用人の人事異動、評価、懲戒処分等については監査役会の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。
 - ③ 取締役及び補助使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
 - (a) 取締役会・経営会議等において、取締役から業務の執行状況についての報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が、適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
 - (b) 監査役は、コンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることとする。
 - ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。
 - (b) 監査役は、取締役に対して重要事項の報告を求めるなど、取締役との連携を密にし、効率的な監査を行う。

コーポレート・ガバナンス

当社は、グループの経営理念及び経営方針に沿って、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくことを通じて、企業価値を高めてまいります。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

(1) 取締役会・取締役

①役割

取締役会は、当社の方針、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制態勢を構築する責務を負います。さらに取締役会は、中期経営VISIONや各種基本方針を決定するなどの機能を有します。

各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に発揮できるよう努めます。

②構成

取締役会の構成取締役数は、8名以内とします。

③任期

取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

(2) 監査役会・監査役

①役割

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、当社の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的とし、取締役の職務の執行を監査します。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針、監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めます。

②構成

監査役会の構成監査役数は、5名以内とします。このうち半数以上を社外監査役とします。

③任期

監査役の任期は4年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 会計監査人

会計監査人（外部監査人）として、あらた監査法人が選任されており、会社法に基づく監査が実施されています。また、監査役・監査役会及び内部監査室と相互協力し、有効な会計監査の実施に努めています。

(4) コーポレート・ガバナンスを支援する重要な委員会・部門

①コンプライアンス・リスク管理委員会

代表取締役を委員長とした同委員会を四半期ごとに開催し、コンプライアンス・リスク管理体制の評価・課題抽出を行うとともに、管理方法の確立に向けての方針を策定し、取締役会に付議・報告を行います。

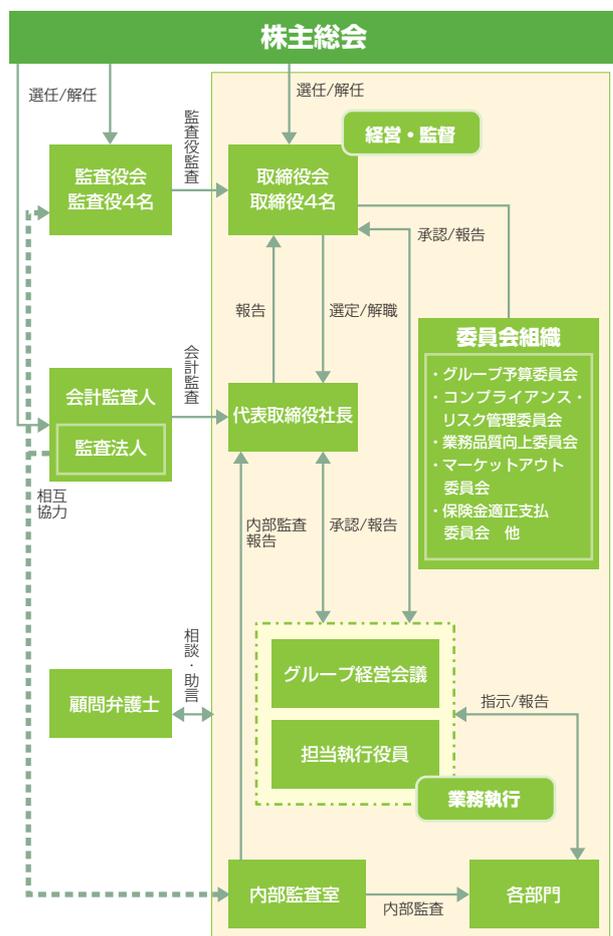
②内部監査室

内部監査室は、内部監査方針・計画等に基づき、内部監査を実施し、取締役会への報告を行います。

(5) 顧問弁護士

法的な課題に対し、顧問弁護士から随時アドバイスを受け、適法性の確保に努めています。

【コーポレート・ガバナンス図】



勧誘方針

当社では、以下の勧誘方針を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

勧誘方針

1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます

(1) 保険商品の販売について

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明及び提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分に納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

(2) 各種対応について

- ・お客様からのお問い合わせに、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正なお支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱い及び厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の「勧誘方針」です。なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/index.html>) をご覧ください。

コンプライアンス

当社では、以下の「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、「コンプライアンス推進体制」を整え、あらゆる事業活動において、コンプライアンスを最優先することとしています。

コンプライアンス基本方針（骨子）及び推進体制

■基本方針

1. 法令等の遵守

各種法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、誠実かつ適正な企業活動を行います。

2. 社会・政治との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。また、反社会的勢力に対しては毅然とした対応を堅持します。

3. 適正で透明性の高い経営

業務の適正な運営を図るとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

4. 人権の尊重

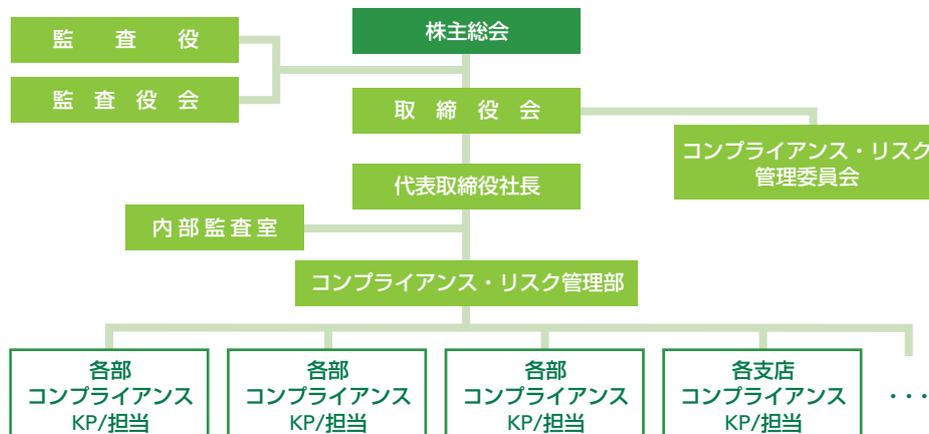
お客様や当社の役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

■推進体制

「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況の点検・確認を行うとともに、各部門（支店含む）に責任者であるコンプライアンス・キーパーソン（KP）とコンプライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、コンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

また、役職員等がコンプライアンス上の問題（疑義案件を含む）を発見した場合は、直ちにコンプライアンス・リスク管理部等に報告を行うことが義務づけられています。さらに発見者が通常ルートでの報告が適当でないと感じた場合には、社内外のホットラインを利用して報告・相談を行うことができる体制を整えています。

【コンプライアンス推進体制図】



反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力を排除する取り組みを推進していくことが、保険会社の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下の基本方針に基づき適切な対応に努めています。

反社会的勢力対応の基本方針の概要

1. 組織・体制

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス・リスク管理部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。なお、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等の日常的な連絡・講習等の窓口は総務部門とし、コンプライアンス・リスク管理部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス・リスク管理部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に速やかに報告するものとする。

2. 対応方針

- (1) 反社会的勢力との取引を排除するため、以下の点に留意した取り組みを実施する。
 - ① 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に暴力団排除条項を導入する。
 - ② 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に実施する。
 - ③ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応を行うものとする。
 - ① 反社会的勢力による不当要求に屈することなく対応するとともに、従業員の安全を確保する。
 - ② 積極的に警察・暴力団追放運動推進都民センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力団追放運動推進都民センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに管轄警察署に通報する。
 - ③ あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
 - ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス・リスク管理部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

リスク管理

(1) リスク管理方針

信頼と安心を提供する保険業を営む当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

リスク管理の重要性に鑑み、業務の健全性と適切性を確保・維持することを目的に「リスク管理方針」を定め、リスク管理態勢、組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、リスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。また、「リスク管理方針」に基づいて、「統合的リスク管理方針」「自己資本管理方針」「危機管理方針」及び個別リスク管理規程等を定めてリスク管理の実践に取り組んでいます。

「統合的リスク管理方針」

当社の直面するリスクに関して、ソルベンシー・マージン比率（※）の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、経営体力（自己資本）と対比することによって、自己管理型のリスク管理の実践に取り組んでいます。

※ソルベンシー・マージン比率については、62ページをご参照ください。

「自己資本管理方針」

ソルベンシー・マージン比率に加え、当社の直面するリスクに見合った自己資本を確保するために、自己資本充実度の評価や管理態勢の整備に取り組んでいます。

「危機管理方針」

お客様・代理店・動物病院の皆様との関係に重大な影響が生じる、もしくは当社業務に著しい支障が生じることにより全社的な対応が必要と判断されるような事態（緊急事態）に的確に対応するため、「危機管理方針」を定めています。当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

また、当社では、以下の11のリスクにおいて各々定義づけるとともに、個別にリスク管理を実施しています。

①「保険引受リスク」

保険引受リスクとは、以下の4つからなります。

- (a) 商品開発・改定等リスク
商品の開発または改定を行うに際して、適切な保険約款・保険料率の設定がなされないリスク。
- (b) 個別契約引受リスク
個別の保険契約の引受を行うにあたり、引受方針に則った適切な引受がなされないリスク。
- (c) 再保険等リスク
適切な保有上限額が定められていないことや、再保険等の適切な手配がなされないリスク。
- (d) 責任準備金及び支払備金積立リスク
責任準備金及び支払備金の算出を行うシステムのプログラムの誤り、算出を行う者の誤りにより、適切な責任準備金及び支払備金の積立が行われないリスク。

②「保険金支払リスク」

保険事故の受付から保険金の支払いに至るまでの一連の保険金支払に関するリスクをいいます。

③「資産運用リスク」

資産運用リスクとは、以下の3つからなります。

- (a) 市場関連リスク
金利・為替・株式などの市場変動に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。
- (b) 信用リスク
個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。
- (c) 不動産投資リスク
不動産価格変動に伴い、ポートフォリオの価値が下落するリスク。

④「事務リスク」

社員・代理店等の事務ミスや不適正な事務処理により、損失を被るリスクをいいます。

⑤「流動性リスク」

流動性リスクとは、以下の2つからなります。

- (a) 資金繰りリスク
流入資金の減少または流出資金の増加により、資金ポジションが悪化してデフォルトするリスク。

8

リスク管理

(b) 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

⑥ 「システムリスク」

システムリスクとは、以下のような情報システムに係る諸問題が原因となって、当社が、直接、間接を問わず、損失を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

- ・ 情報システムの停止または誤作動
- ・ 情報システムの不正使用
- ・ 情報システム関連のセキュリティ対策の不備
- ・ その他情報システムの企画・開発・運用に係る不備

⑦ 「法務リスク」

法務リスクとは、以下の2つからなります。

(a) 法令等違反リスク

法令等の不遵守により損失を被るリスク。

(b) 法律紛争リスク

法律紛争の発生により損失を被るリスク。

⑧ 「募集コンプライアンス・リスク」

保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の主旨、及び日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」の不遵守等により損失を被るリスクをいいます。

⑨ 「労務リスク」

労務リスクとは、以下の3つからなります。

(a) 労務コンプライアンス・リスク

労働基準法をはじめとした労働関係諸法令・規則違反が引き起こす、訴訟などのリスク。

(b) 人的リスク

社員の不祥事や問題行動により損失を被るリスク。

(c) 健康・メンタルヘルスリスク

労働安全衛生法等の義務を果たせていないことに起因して、社員が心身の健康を損なうリスク。

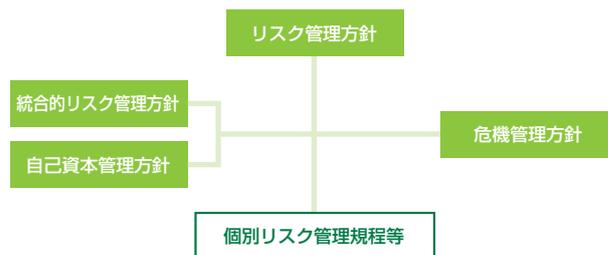
⑩ 「風評リスク」

当社にとって事実と異なる不利益な情報が日本国内外に流布することにより損失を被るリスクをいいます。

⑪ 「災害・事故・犯罪リスク」

災害・事故・犯罪に起因して、当社業務に密接な関連を有する者が、その生命・身体・資産・信用・業務遂行能力に被害を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

【リスク管理体系図】

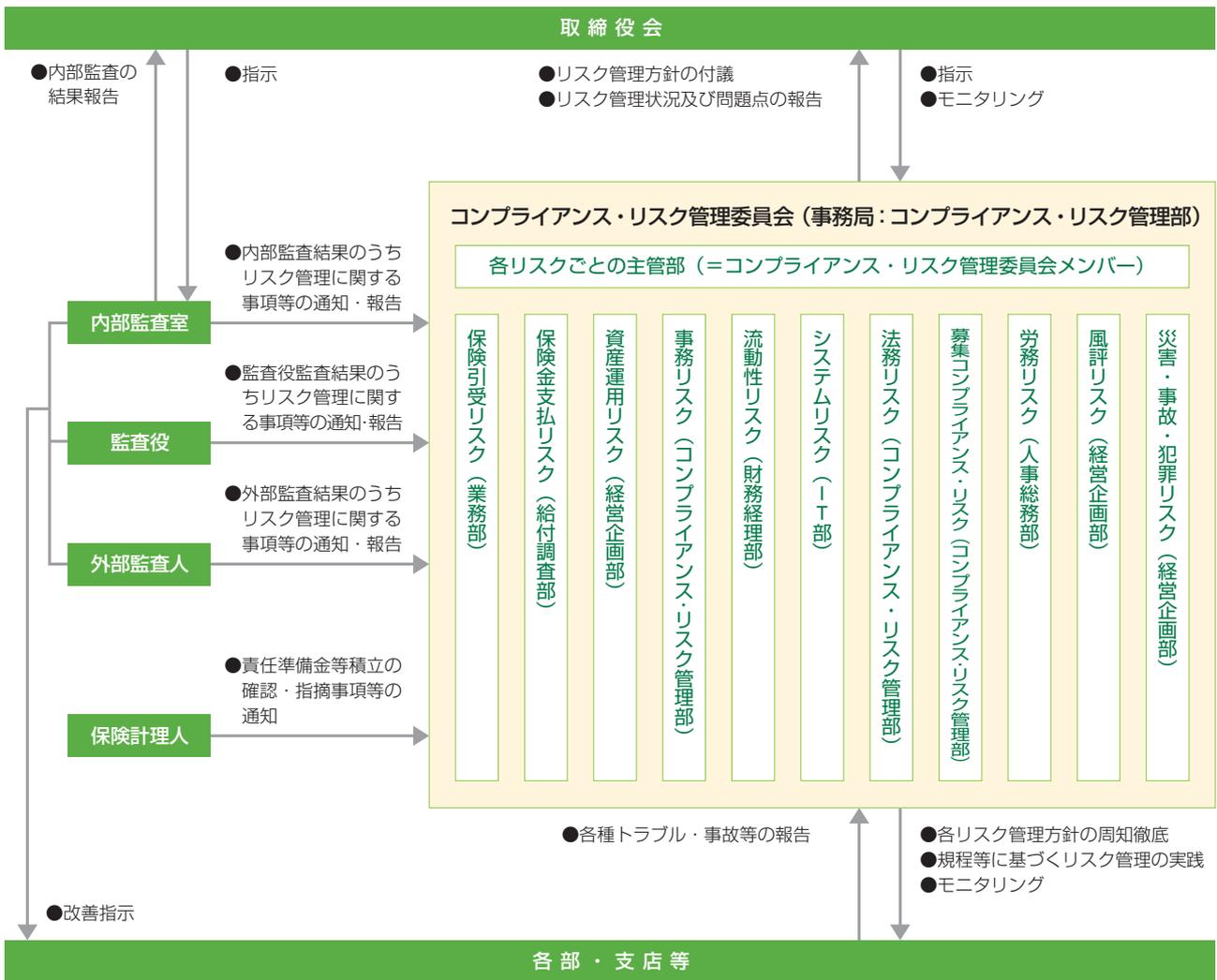


(2) リスク管理体制

リスク管理全般を推進するために、取締役会委員会として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、業務遂行上の主要リスクについては、主管する部門が中心となって各リスク管理に取り組んでいます。また、各部門（支

店含む）にコンプライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、リスク管理の周知徹底を図っています。

【リスク管理体制図】



(3) 保険計理人による責任準備金の積立水準の適切性の確認

第三分野保険の責任準備金の積立水準に関する事項（保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八）について、当社では第三分野保険を取り扱って

いないため、リスク管理の実施、保険計理人による確認等の該当はありません。

情報管理

(1) 個人情報の保護

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理や適正な保険金のお支払い、及びお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」及び関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、役職員及び代理店の教育・モニタリングを実施し、情報管理の周知徹底と改善に取り組んでいます。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」を定め、当社ホームページにて公表しております。

(2) 個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼を全ての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また、当社代理店及び当社業務に従事している者等への指導・教育を徹底します。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

1. 個人情報の取得について

業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的について

次の業務を実施する目的並びに下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用いたします。また、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載いたします。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表いたします。

- (1) 損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行及び管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集及び販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎ及び管理
- (6) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供及び管理
- (7) 上記（5）（6）に付帯、関連するサービスの案内、提供及び管理
- (8) グループ各社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
- (10) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (11) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (12) 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理

- (13) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (14) 問い合わせ・依頼等への対応
- (15) その他、前記（1）から（14）に付随する業務並びにお客様とのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人データの第三者への提供について

次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。）

4. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記「2. 個人情報の利用目的について」（1）から（15）に記載した利用目的のため、並びに当社の持株会社アニコム ホールディングス株式会社による子会社の経営管理のために、当社とアニコムグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

個人データの項目：住所、氏名、どうぶつ名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
個人データ管理責任者：アニコム損害保険株式会社 コンプライアンス・リスク管理部 担当役員

※グループ会社・提携先企業については、後記「11. 会社一覧」をご覧ください。

5. センシティブ情報の取扱いについて

お客様のセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者に提供いたしません。

6. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「診療記録簿」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知（利用目的等）、開示・訂正・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「9. お問い合わせ窓口」にお申し出ください。

請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求及び開示等請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。

http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy_req.html

8. 個人データの管理について

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性の確保に努めております。また、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制を確認し、委託業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

9. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。また、当社または当社のグループ会社・提携先企業からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、グループ会社・提携先企業に直接お申し出いただくか、または下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

アニコム損害保険株式会社 コンプライアンス・リスク管理部
電話番号：03-5348-3777
受付時間：午前9時～午後6時（土日祝祭日及び年末年始を除く）

10. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（社）日本損害保険協会 そんがいほけん相談室
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
電話：03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く）
ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

11. 会社一覧

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、当社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。（2009年3月31日現在）

（1）グループ会社

アニコム ホールディングス株式会社
アニコム フロンティア株式会社
アニコム パフェ株式会社

（2）提携先企業

当社が個人データを共同利用している提携先企業はありません。

（注）以上の内容は、当社業務に従事している者の個人情報については対象としておりません。

アニコム損害保険株式会社

募集制度

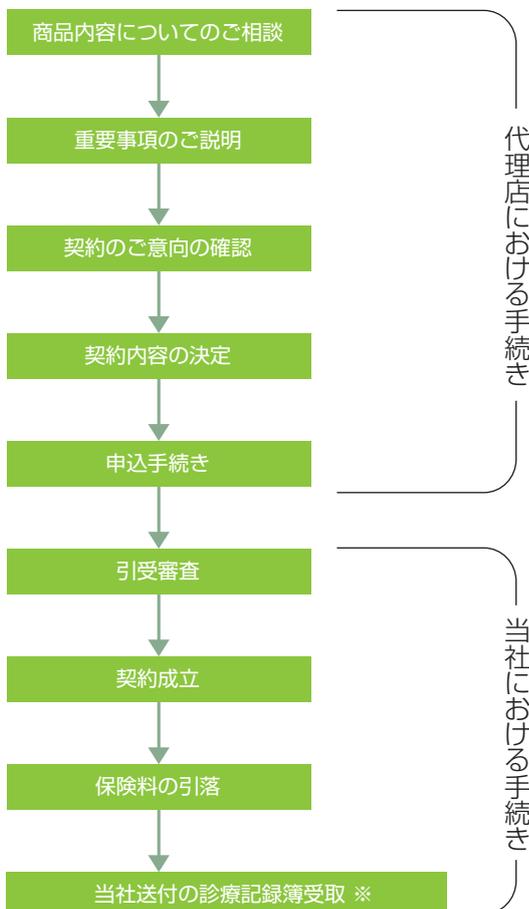
(1) ご契約のしくみ

① ご契約の手続き

当社では保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採っています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で以下の流れに沿って手続きを行います。

【保険ご契約の手続き】



※ 証券はホームページ上でお客様ご自身による印刷が可能です。ご希望の方には郵送により送付いたします。

● 約款・特約条項

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約条項」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約条項」です。

● ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との約束ごとですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認の上で申し込んでいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）などをご覧ください、当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

② クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの規定において対象とされておりませんが、当社では初年度契約に限り、原則クーリングオフの対象とさせていただいております。

この場合、お客様がご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば申込の撤回を行うことができます。

(2) ご契約時の契約内容の確認

● 「契約についてのご意向確認」（全ご契約プラン共通）

当社ではご契約プランによって、代理店である動物取扱業者備え付けのパソコンや、お客様のパソコンからウェブサイトを通じて、あるいは申込書へご記入いただく方法でご契約をお申し込みいただけます。いずれの契約方法の場合も手続きの際に、申込書面あるいはウェブサイト上でご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容やお手続きについてお客様によくご理解いただく必要のある事項については、「契約についてのご意向確認項目」にお客様ご自身でお答えいただき、ご契約内容がお客様の意向に沿ったものであるかどうかの確認をお願いしています。

(3) 代理店制度

代理店は、お客様のニーズに対応し、保険会社に代わって保険の提案、ご説明を行うなどの極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

①代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品・サービスを提供することです。

②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。また、代理店で募集に従事しようとする者は、保険業法第302条に基づき内閣総理大臣に届け出る必要があります。なお、当社では、代理店で保険募集に従事する者は、社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人試験」に合格することなどを要件としています。

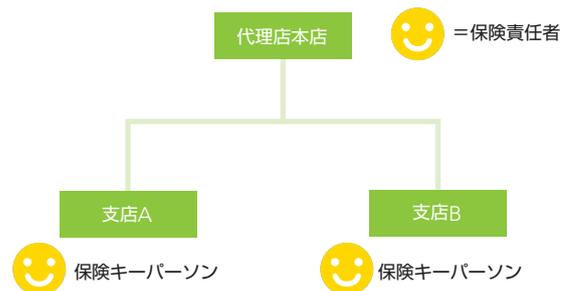
③当社代理店の業態と代理店数

代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。2009年3月末時点での代理店数は599社（店舗数にして2,109店）です。

④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社の代理店では、代理店の社内で保険責任者を選出し、保険責任者は保険会社との窓口として中心となって活動します。複数の店舗を有する代理店においては、店舗ごとの責任者として保険キーパーソンを選出し責任体制を明確に定めています。



(4) 代理店教育

2008年6月開始の「募集人資格試験更新制度」に従い、募集人届け出後、5年ごとに更新試験を受験することにより、最新の業務知識の理解度を定期的に確認し、募集人の資質向上を図っています。

「お客様の声」への対応

⑥各種委員会等における「お客様の声」への取り組み

●マーケットアウト委員会

お客様からの苦情・ご意見への取り組み状況を把握、分析し、経営に反映させることを目的として活動しています。

●業務品質向上委員会

業務品質を向上させるため、各部の改善・改革に向けた取り組み状況を把握、管理することを目的として活動しています。

●コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理に関する施策の立案・モニタリング、教育の企画・運営等、コンプライアンスの徹底及びリスク管理体制の整備・強化を目的として活動しています。

●保険金適正支払委員会

保険金のお支払い状況のモニタリングや、お支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の調査・分析を通じて、常に適正な保険金のお支払いが実行されるよう検証し、改善することを目的として活動しています。

●商品開発会議

商品開発部門のみならず、コールセンター担当部門や給付調査部、コンプライアンス・リスク管理部等も参画し、お客様のニーズに合った、わかりやすい商品を開発することを目的として活動しています。

(4)「お客様の声」の受付状況(2008年4月～2009年3月)

(単位:件)

「お客様の声」 区分	代表的な事例	苦情件数				
		08年4月～ 6月末	08年7月～ 9月末	08年10月～ 12月末	09年1月～ 3月末	年間 合計
1 ご契約及び 募集行為に 関するもの	1 商品内容(補償内容、保険料等)に関する改善要望等	88	69	72	21	250
	2 継続案内におけるご説明不足・不備(※)	93	28	19	28	168
	3 募集時のご説明不足・不備	7	2	6	6	21
	4 ご契約内容・条件などのご説明不足・誤り	33	30	35	22	120
	5 ご契約のお引受制限等	1	2	3	0	6
	6 保険料の誤り	0	0	1	1	2
	7 電話応対等における接客態度	1	6	11	5	23
	8 パンフレットや申込書等の書類がわかりづらい等	13	13	18	6	50
	9 その他	2	7	14	18	41
2 ご契約の管理・ 決済等に 関するもの	1 証券・診療記録簿のお届け不備等	38	54	55	25	172
	2 口座振替ができなかった等の保険料の決済関連	144	70	59	45	318
	3 ご住所やご契約のプラン等の変更手続きのご説明不足・不備	6	19	14	8	47
	4 ご契約の解約・取消手続きのご説明不足・不備	8	24	27	22	81
	5 電話応対等における接客態度	2	5	14	7	28
	6 その他	8	13	27	16	64
3 保険金に 関するもの	1 保険金のお支払額についてのご説明不足・不備	0	0	1	0	1
	2 保険金のご請求・お支払方法のご説明不足・不備、お支払の遅延	48	53	97	52	250
	3 補償の対象・対象外についてのご説明不足・不備	1	10	3	6	20
	4 電話応対等における接客態度	0	2	12	10	24
	5 その他	3	3	6	3	15
4 その他	1 各種書類の発送手続きの不備、ご要望等	11	6	19	7	43
	2 コールセンターへの電話が繋がらない、営業時間の拡大のご要望等	63	26	64	18	171
	3 経営及びその他のサービスへのご要望	8	0	0	0	8
	4 その他	44	39	3	4	90
	合計	622	481	580	330	2,013

※anicom(動物健康促進クラブ)からの契約切替手続きを含みます。

(5)「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例

事例1

未対応病院で診療を受けた場合の 保険金請求方法

お客様の声

パンフレットには、「[どうぶつ健保] 対応病院の場合は、カードを窓口で提示するだけ」と書いてあるが、未対応病院で診療を受けた場合の保険金請求方法がわかりにくい。

改善事例

「どうぶつ健保」対応病院の場合と未対応病院の場合に分けて、未対応病院の場合には、動物病院の窓口で一旦診療費の全額をお支払いいただき、直接当社へ保険金を請求していただく必要があることを明記しました。(2008年8月)

事例2

申込手続き

お客様の声

契約申込手続きの際に必要な書類が多く、「ご契約の案内」の冊子もわかりにくい。

改善事例

以下のご契約時の手続きを省略し、申込時の必要手続きと書類数を削減しました。これに合わせて「ご契約の案内」の冊子の「お申込手続きについて」のページの文言やレイアウトをわかりやすく変更しました。(2009年1月)

(1) 加入検診の省略

従来、加入申込前に動物病院での加入検診をお願いしておりましたが、告知書の記入のみでお申込みいただけるようにしました。

(2) 毛根の提出の省略

個体確認のため、マイクロチップ、足輪が装着されていない場合には、毛根の提出をお願いしておりましたが、対象どうぶつの写真による個体確認へ変更し、毛根の提出を不要としました。

(3) 年齢確認書類提出の省略

申込書にどうぶつの生年月日をご記入いただくだけで、年齢確認書類の提出は不要としました。(正確な生年月日をご不明な場合は、動物病院に推定の年齢をご確認いただいた上で、記入をお願いしています。)

必要書類	従来	2009年1月以降
1 契約申込書	○	○
2 告知書	○	○
3 お写真貼付シート	△ (ホームページから送信の場合は不要)	△ (ホームページから送信の場合は不要)
4 預金口座振替届出書	△ (クレジットカード払いの場合は不要)	△ (クレジットカード払いの場合は不要)
5 加入検診用紙	○	× (不要)
6 毛根貼付シート	○	× (不要)
7 年齢確認書類	○	× (不要)

事例3

保険金請求手続き

お客様の声

対応病院での窓口精算を行わず、当社に直接保険金を請求する場合に、「保険金請求書」に動物病院の捺印が必要だと知らなかった。わざわざ捺印をもらいに行くのは面倒なので、動物病院へ行く際には、予め「保険金請求書」を持っていくよう周知するか、捺印がなくても請求を受け付けてほしい。

改善事例

保険金請求手続きを改定し、動物病院の捺印を不要とし、契約者様による記載のみで保険金を請求できるようにしました。(2009年2月)

事例4

保険金請求の際の郵便料金

お客様の声

保険金請求の際に、郵便料金が契約者負担であるのは納得できない。

改善事例

「保険金請求方法のご案内」の裏面に当社負担となる返信用のラベルを印字して、請求時に使用できるようにしました。(2009年2月)

事例5

重複契約がある場合の窓口精算

お客様の声

対応病院で診察を受けたのに、窓口精算ができなかった。問合せたところ「他社のペット保険で契約(重複契約)がある場合は、窓口精算できない」とのことだったが、自分で請求手続きをするのは非常に面倒であり、窓口精算できるようにしてほしい。

改善事例

重複契約がある場合でも窓口精算を行えるように改善しました。(2009年4月)

「お客様の声」への対応

事例6 死亡解約時の死亡確認書類**お客様の声**

愛犬が亡くなり、解約の連絡をしたところ、解約書類が送付され、死亡確認書類が入っていた。保険料の返還が発生する場合は必要かもしれないが、自分の場合は発生しないので不要ではないか。つらい思いをしているときに、こうした書類を書かせるのはやめてほしい。

改善事例

死亡解約時においては、「どうぶつ健保」の返還保険料の発生の有無に関わらず、死亡確認書類を必要としていましたが、返還保険料が発生しない場合においては、死亡確認書類の提出を不要としました。(2009年3月)

(6) 中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

社団法人日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決が見つからない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。

苦情のお申し出から、原則として2か月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。詳しくは、同協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご参照ください。

II

業務について



1. 保険のしくみ	28
2. 取扱商品	29
3. 約款	30
4. 保険金のお支払い	31
5. 各種サービス	34

1

保険のしくみ

(1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」

保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づき算出された保険料を支払うことによって、偶然な事故により被った損害に対して、保険金を受取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的は、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その報酬として保険契約者が保険料を支払うことを約束する契約をいいます（商法第629条（新保険法第2条））。したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となりますが、契約内容の正確を期するために保険契約申込書を作成し、その証となる保険証券を交付します。

(3) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が合理的、かつ、妥当なものとして算出し、主務官庁である金融庁から認可を得たものです。

なお、保険料は、保険金支払に充当すべき純保険料と保険業の事業運営に充当すべき付加保険料で成り立っています。

(4) 保険料の收受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いいただくこととなっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。保険のお申込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険事故が起きても保険金をお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い等、便利な方法もご用意しています。

また、保険契約の失効、解除の場合には、保険料を約款の規定に基づいてお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、それらを重要事項として予めご説明し、ご確認いただくよう努めています。

取扱商品

当社のペット保険「どうぶつ健保」は、その名のとおり人の健康保険と同様に、次のことを商品コンセプトにしています。

- 動物病院における診療費の一定割合に限り、被保険者負担とすること
- 日本全国すべての動物病院で利用できること

具体的には、どうぶつのケガや疾病について、動物病院において被保険者が負担した診療費のうち、保険の対象となる診療費の50%（「どうぶつ健保べいびい」と「どうぶつ健保すまいるべいびい」については、当初の1か月間に限り100%）をお支払いする商品です。

ただし、保険の対象とできない診療費があるほか、保険期間中であっても、お支払いの対象から除外される期間や支払限度額、限度日数（回数）等がありますので、それらの詳細をパンフレット、ご契約の案内、ご契約のしおり等でご説明しています。

(1) 販売商品の一覧

①ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」

当社における最も一般的な商品であり、ご家庭等で飼養・管理されている所定年齢以下の「犬、猫、鳥、うさぎ、フェレット」をご契約対象としています。保険期間は1年、保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。

なお、当社のホームページからでも、ご契約いただける商品です。

②ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

「満0歳の犬、猫」をご購入されると同時にペットショップ（動物取扱業者）でご契約いただける商品です。保険期間は1年、診療費につきましては、保険期間の初日から1か月間は保険の対象となる診療費の100%を、その後の11か月間は50%をお支払いします。これは、どうぶつにとって、生後間もない時期が最もリスクが高くなっていることに対応したものです。

【商品別の支払割合】

商品名	ペット賠償責任特約	1ヶ月目	2ヶ月目	...	12ヶ月目
①「どうぶつ健保ふぁみりい」	付帯できます	50%	50%	...	50%
②「どうぶつ健保べいびい」	付帯できます	100%	50%	...	50%
③「どうぶつ健保すまいるべいびい」	付帯できません	100%	—	—	—
④「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」※	付帯できます	50%	50%	...	50%

※④は、③の1ヶ月間の保険期間終了後の継続契約となります。

③ペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」

「満0歳の犬、猫」のお引渡日から1か月間に限り保険の対象となる診療費の100%をお支払いする商品です。どうぶつにとって、最もリスクの高くなっている時期にペットショップ（動物取扱業者）が保険を付することで、お客様がより安心してご家族としてお迎えいただけるように開発した商品です。

④ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

前述③のペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」の責任期間（1か月）終了時に合わせて、ご契約いただける商品です。保険期間は1年、保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。

⑤ご希望により追加できる特約

ペット賠償責任特約

ご契約いただいたどうぶつが、他人または他人の物に噛み付いたり、引っかいたりすること等によって、他人に損害を与え、飼い主様にその法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする特約です。所定の特約保険料を支払うことにより、前述①～②及び④の商品に追加できます。

(2) 商品の改定並びに開発の状況

- ・2008年11月
 - どうぶつの個体確認ルールを変更
 - どうぶつの年齢確認ルールを変更
- ・2009年1月
 - 加入審査制度を省略化
 - オンライン加入方式を導入
 - クーリングオフ制度の対象を拡大
- ・2009年2月
 - 告知事項の一部を緩和
- ・2009年3月
 - ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」保険料分割払方式を導入
 - ペット保険団体扱方式を導入
- ・2009年4月
 - ペット保険「どうぶつ健保べいびい」保険料分割払方式を導入

3

約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、約款である普通保険約款と特約によって定められており、当社とご契約者、被保険者との具体的・個別的な権利義務関係（例えば保険会社の保険金支払義務や、ご契約者の告知義務・通知義務）等を記載しています。

したがって、契約締結前及び締結時に、当社の募集人から約款の内容について十分ご説明を受けていただくことがとても重要になります。

(2) 契約時の留意事項

①重要事項の説明及び契約のご意向の確認

当社は、約款である普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するために、パンフレット、ご契約の案内、ご契約のしおり、重要事項説明書として「契約概要」と「注意喚起情報」等を作成しています。

また、当社は、「契約内容確認書」を使用することにより、お客様のご意向、状況に応じた内容、保険料となっていることを契約締結時に併せてご確認いただくようにしています。

②申込書への記載事項

保険契約申込書に記載された事項は、ご契約者と当社の双方を拘束するもの（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）となります。したがって、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合等もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

(3) ご契約後の留意事項

①契約内容の変更

ご契約後に診療記録簿等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店または当社への連絡が必要です。ご通知が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご留意いただくようお願いしています。

②診療記録簿等の確認

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更の通知を忘れてしまうことのないように、診療記録簿等により保険期間や契約内容を適宜ご確認いただくことをお勧めしています。

③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に軽減されています。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関してのご案内をお送りしています。

(4) 約款等に関する情報提供方法

当社は、約款である普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するためのパンフレットや、ご契約の案内、ご契約のしおり、重要事項説明書としての「契約概要」と「注意喚起情報」等の資料請求に対して、迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客様の利便性向上にも努めています。

4

保険金のお支払い

保険会社は、お客様から保険料を先に収受し、その後、事故が発生した際に保険金のお支払いが発生するという、一般の事業会社とは収入と支出の順序が逆転する特殊な事業形態となっています。このため、当社では以下の二点が保険会社としての業務の根本であると考えております。

- 発生時期や内容が不確定な保険金のお支払いを、保険約款等に従ってお客様とのお約束どおりに着実に実行すること
- 適切な保険金のお支払いを通じて、将来に亘って安定して保険金が受領できる、という安心や信頼感をお客様にご提供すること

(1) 保険金ご請求のしくみ

当社では、以下の二通りの保険金ご請求方法があります。

①アニコム損保対応病院（※）で診療を受けた場合

動物病院の窓口での診療費お支払時に、保険金のご請求手続きをその場で行うことができます。（以下の「窓口精算システム」に記載した手続きを行っていただいた場合に限ります。）

所定のお手続きが終了したお客様には、診療費等の総額から保険金相当額を除いた自己負担額のみを病院窓口にてお支払いいただくこととなります。

※アニコム損保対応病院は、当社と契約を交わした上で、お客様に代わって当社に保険金の請求を行います。

②アニコム損保対応病院で保険金請求手続きができなかった場合やアニコム損保に未対応の動物病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口で、一旦診療費の全額をお支払いください。その後、お客様より直接当社へ請求書類を送付いただき、当社よりお客様のご指定の口座へ保険金をお支払いいたします。

なお、ペット賠償責任特約（※）にかかる事故が発生した場合には、速やかに当社にご連絡をいただくようお願いしています。

※ペット賠償責任特約については、29ページをご参照ください。

<アニコム損保対応病院制度について>

●窓口精算システム

お客様がアニコム損保対応病院でペットの診療を受けた際に、動物病院の窓口で以下の手続きを行うだけで、その場で保険金のご請求手続きが完了するサービス体制を構築しています。

- ①診療記録簿を提示する
- ②保険契約の有効性確認（※）を受ける

※保険契約の有効性確認とは、動物病院で診療を受ける時点でおお客様の保険契約が有効であり、病院の窓口での精算が可能な条件を満たしていることの確認業務をいいます。



対応病院の窓口で提示していただく診療記録簿

●充実したアニコム損保対応病院数

全国約4,300病院（2009年3月末日現在）の窓口で保険金の請求手続きが完了する業界トップクラスの対応病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約8割が対応病院の窓口での精算によるものです。

●アニコム損保対応病院一覧

専用検索サイト上で、全国の対応病院の情報が確認できます。

(<http://www.anicom-ah.com/>)

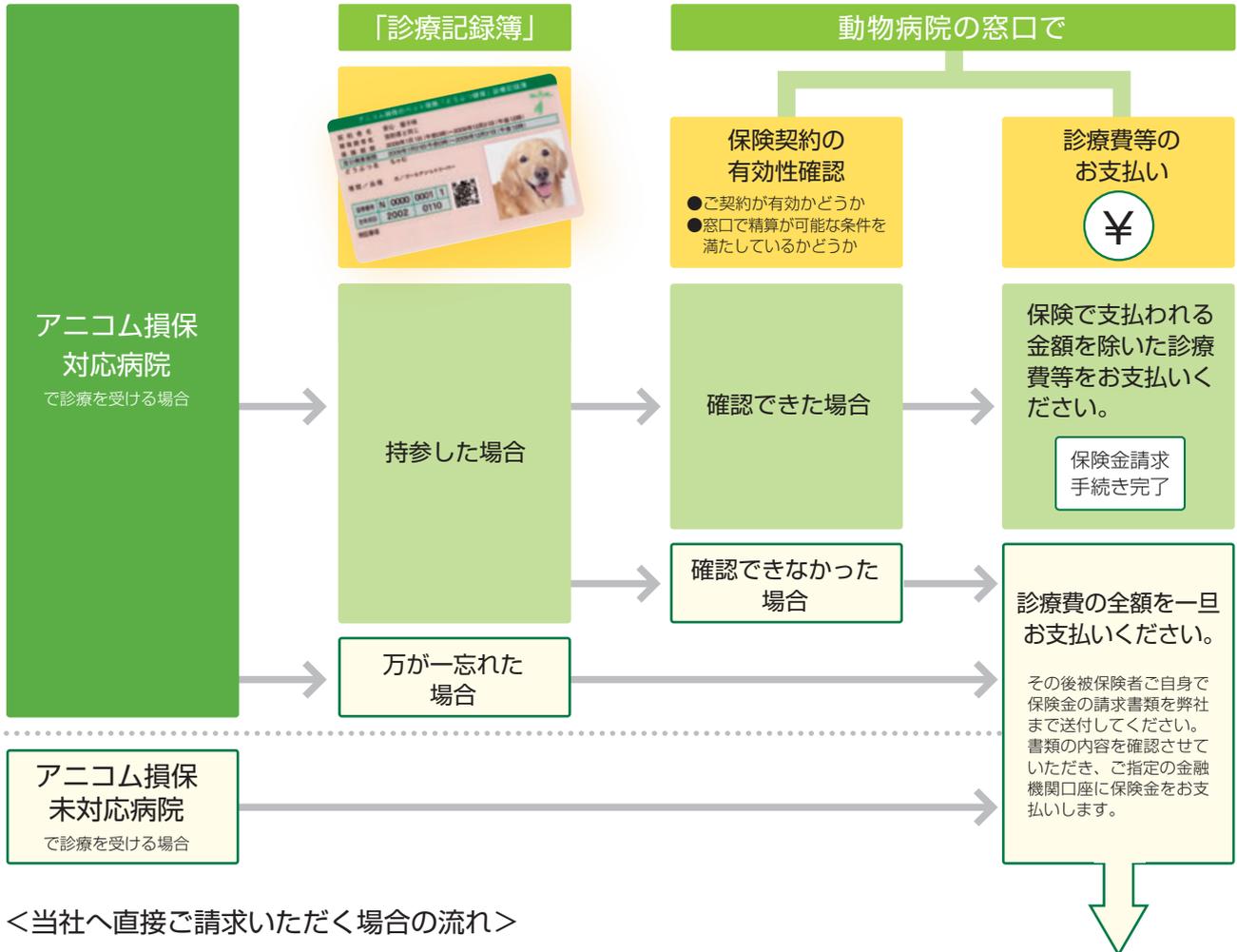


このステッカーが対応病院の目印です。

4

保険金のお支払い

<保険金お支払いまでの一般的な流れ>



<当社へ直接ご請求いただく場合の流れ>

- 動物病院窓口で総診療費の全額を、一旦お支払いいただき、「診療明細書」あるいは「領収書」をお受け取りください。
- 被保険者ご自身で「保険金請求書」並びに「診療記録簿」の通院、入院、手術欄に「どうぶつ健保」を利用した日付を記入してください。
- 必要書類を当社までご送付ください。
保険金請求書の送付先は、以下のとおりです。診療日からその日を含めて30日以内にご送付ください。
※保険金請求書類の文書作成料は被保険者ご自身の負担となります。
- 当社で請求書類を受領後、内容を確認の上、30日以内にご指定の金融機関口座に保険金をお支払いします。

なお必要書類、情報等に不足、不備があった場合には、お約束の支払期日より遅れることもあります。

保険金請求書類の送付先
〒161-0033 東京都新宿区下落合2-3-18 SKビル5階
アニコム損害保険株式会社
給付調査部給付サービス課 宛



(2) 保険金の適正なお支払体制について

当社では、保険金支払部門である給付調査部のみならず社内に関連部門等と連携をはかることにより、保険金のお支払いを適正かつ迅速に遂行する体制を構築しています。また、Plan⇒Do⇒Check⇒Action/Innovationの実践により、適正な保険金支払体制の強化に向けた不断の改善を行っています。



業務について

各種サービス

当社では、ご契約者の皆様に、無料でご利用いただける各種サービスをご用意しています。飼い主の皆様とどうぶつの「笑顔」を生み出すための、アニコム損保ならではのサービスです。

(1) しつけ・健康相談サービス

ペットの幼少期から高齢期まで、しつけや健康に関する相談をコールセンターやホームページ（「よくあるご質問」ページ内の「新規作成」フォームをご利用ください。）にてアニコムカウンセラー、獣医師等がお受けしています。

(2) 迷子検索サポートサービス

契約どうぶつが迷子になってしまったとき、迷子検索サポートが受けられます。大切なわが子が迷子になった際には、検索についてのアドバイスやご相談をお受けいたしますので、すぐにご連絡ください。また、ホームページの迷子検索サポートマップ上で呼びかけ及び地域の捜索隊への「迷子検索」のメール配信により、捜索のお手伝いをします。

しつけ・健康相談、迷子検索サポートは以下の「あんしんサービスセンター」で承ります。

- 電話：0800-888-8256
03-6810-2314（携帯電話・PHS）
- 受付時間：平日9：30～17：30
（土日・祝日及び年末年始は除く）

(3) マイページサービス

「ご契約者様専用ページ」をホームページ上にご用意しており、インターネットから、ご契約内容の照会や住所、電話番号、改姓等のご契約者様情報の変更手続きのほか、保険金請求書類のダウンロードや、保険金のお受取実績の確認等も可能となっています。

■ご契約者様専用ページ

（URL：<https://cs.anicom-sompo.co.jp/>）

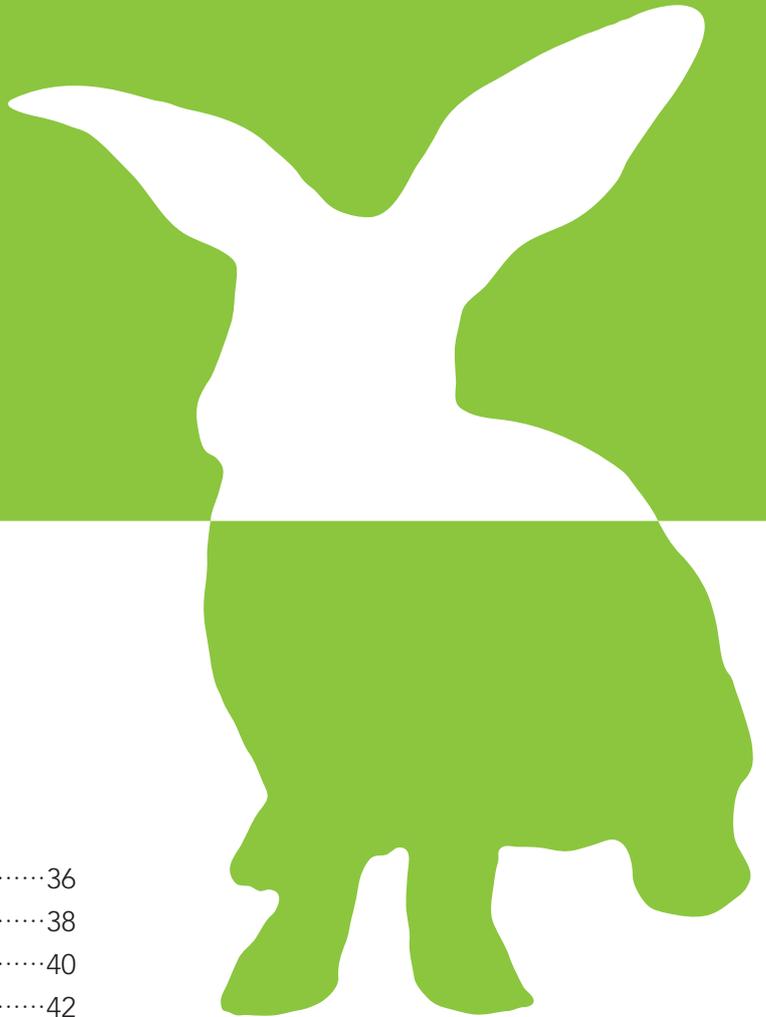
サービス内容（2009年7月1日現在）

- 契約内容の照会
- ご契約者様情報の変更
- 診療記録簿写真の登録
- Web保険証券の発行
- 保険金請求書類のダウンロード
- 保険金受取実績の照会



III

コーポレート データ



1. 株式の状況等	36
2. 会社の組織	38
3. 役員の状況	40
4. 従業員の状況	42

株式の状況等

(1) 株式の状況（2009年3月31日現在）

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の完全子会社です。

①発行する株式の種類	普通株式
②発行可能株式総数	240,000株
③発行済株式総数	105,740.4株

(2) 基本事項

①事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
②定時株主総会	毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催いたします。
③基準日	3月31日
④公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(3) 第4回定時株主総会

第4回定時株主総会は、2009年（平成21年）6月25日（木）に開催されました。報告事項及び決議事項は以下のとおりです。

<報告事項>

1. 第4期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類等について報告しました。

<決議事項>

- 議案 取締役4名選任の件
原案のとおり、小森 伸昭、平井 聡、畑古 明宏、百瀬 由美子の各氏が選任され就任いたしました。

(4) 資本金の推移及び新株発行の状況

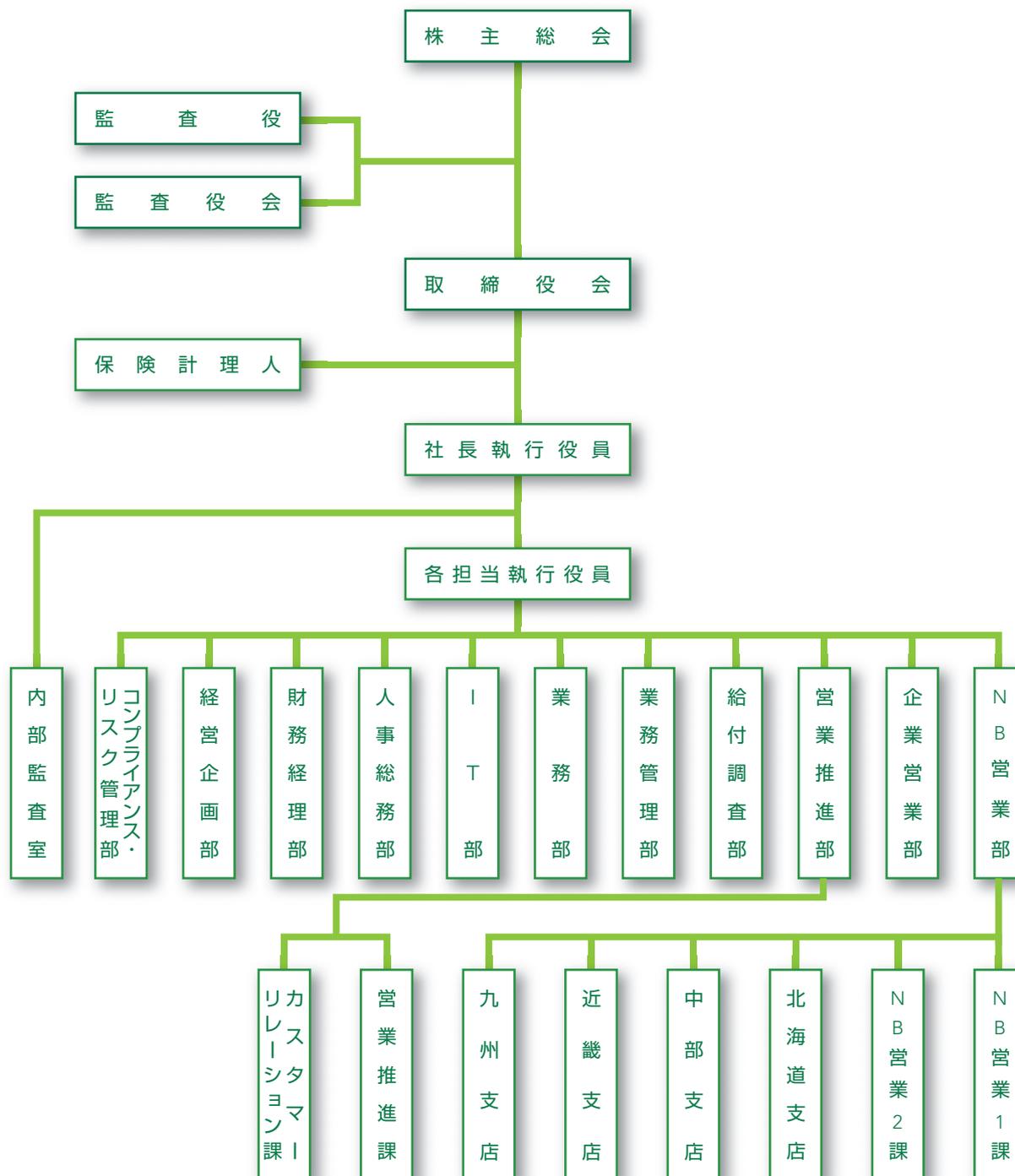
年月日	発行済株式総数（普通株式）		資本金		資本準備金		摘 要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2006年1月26日	60,000株	60,000株	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	アニコム インシュアランス プランニング(株)として設立
2006年2月28日	—	—	1,500百万円	3,000百万円	△1,500百万円	—	資本準備金を資本金へ組み入れ
2006年4月3日	1,740.4株	61,740.4株	—	3,000百万円	114百万円	114百万円	親会社であるアニコム インターナショナル(株)（※）より、ペット保険の営業基盤の譲受
2007年10月12日	20,000株	81,740.4株	500百万円	3,500百万円	500百万円	614百万円	アニコム インターナショナル(株)（※）に対する割当増資
2009年3月17日	24,000株	105,740.4株	600百万円	4,100百万円	600百万円	1,214百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2009年3月31日現在	—	105,740.4株	—	4,100百万円	—	1,214百万円	—

※ 現アニコム ホールディングス株式会社

会社の組織

(1) 当社の機構（2009年7月1日現在）

本社機構は、独立した部によって構成され、それぞれ所管業務を担当しています。
営業の拠点として、札幌、名古屋、大阪、福岡に支店を設置しています。
営業以外の部門に配する課の表示は省略しました。



(2) 店舗所在地一覧（2009年7月1日現在）

■本 社

所在地 | 〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
電話番号 | 03-5348-3777
0800-888-8256（アニコム損保あんしんサービスセンター）

■北海道支店

所在地 | 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西6-2 損保ジャパン札幌ビル7階
電話番号 | 011-232-2336

■中部支店

所在地 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-4-1 広小路栄ビルディング8階
電話番号 | 052-218-6350

■近畿支店

所在地 | 〒540-8505 大阪府大阪市中央区城見2-2-53 大阪東京海上日動ビル14階
電話番号 | 06-6943-7510

■九州支店

所在地 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビルディング6階
電話番号 | 092-714-2285

役員の状況

※ 社名はすべて、現在の社名で表示しております。

(2009年(平成21年)7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴		担 当
代表取締役 社長執行役員	こもり のぶあき 小森 伸昭 (昭和44年5月2日生)	平成 4年 4月 平成12年 4月 平成12年 7月 平成18年 1月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom (動物健康促進クラブ) 理事長 アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任) アニコム損害保険株式会社 代表取締役社長 (現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役社長 アニコム フロンティア株式会社 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役	総括 内部監査室
取締役 執行役員	ひらい きよし 平井 聡 (昭和38年9月4日生)	昭和63年 4月 平成19年 4月 平成19年 6月	セゾン自動車火災保険株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 取締役 (現任)	経営企画部
取締役 執行役員	はたこ あきひろ 畑古 明宏 (昭和44年4月25日生)	平成 4年 4月 平成18年12月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 取締役 (現任)	営業推進部 企業営業部 NB営業部
取締役 執行役員	ももせ ゆみこ 百瀬 由美子 (昭和42年9月8日生)	平成 3年 4月 平成12年4月 平成12年7月 平成15年5月 平成17年8月 平成18年1月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom (動物健康促進クラブ) 理事 アニコム ホールディングス株式会社 入社 同社 取締役 同社 常務取締役 (現任) アニコム損害保険株式会社 取締役 (現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 常務取締役	人事総務部 業務管理部
執行役員	みやの かんすけ 宮野 堪介 (昭和52年3月3日生)	平成12年 7月 平成18年12月	アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員 (現任)	給付調査部 業務部
執行役員	あんどう けんじ 安藤 顕司 (昭和46年5月14日生)	平成元年 9月 平成 7年 1月 平成15年 8月 平成18年 1月 平成20年 4月	株式会社ティーバード 入社 株式会社プロトコーポレーション 入社 INTAC VISION SINGAPORE PTE LTD 入社 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員 (現任)	IT部
執行役員	いとう みきお 伊藤 幹夫 (昭和39年12月9日生)	昭和63年 4月 平成17年 9月 平成19年 8月 平成20年 6月	株式会社りそな銀行 入行 ディップ株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 執行役員 (現任) アニコム損害保険株式会社 執行役員 (現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 執行役員	コンプライアンス・ リスク管理部

※社名はすべて、現在の社名で表示しております。

(2009年(平成21年)7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴		担当
執行役員	おおくぼ こうじ 大久保 弘二 (昭和46年5月21日生)	平成 6年 4月 平成20年 1月 平成20年 6月	新日本有限責任監査法人 入所 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 執行役員(現任) アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 執行役員	財務経理部
常勤監査役	たなか えいじ 田中 榮治 (昭和12年1月30日生)	昭和30年 4月 昭和50年 8月 昭和62年 7月 平成 2年 8月 平成 7年 6月 平成12年12月 平成17年 3月 平成18年 2月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 トウキョウ・マリン・セグラドローラ 財務取締役 東京海上日動火災保険株式会社 メキシコ首席駐在員 アリアンツ火災海上保険株式会社 取締役経理部長 同社 取締役副社長 ヘルメス・ユラー・クレジット・サービス株式会社 代表取締役社長 アニコム ホールディングス株式会社 監査役 アニコム損害保険株式会社 常勤監査役(現任)	—
常勤監査役	ふじた しんいちろう 藤田 信一郎 (昭和20年10月30日生)	昭和43年 4月 平成18年 1月 平成20年 6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 内部監査室長 アニコム損害保険株式会社 常勤監査役(現任)	—
監査役 (社外)	しおかわ のぶあき 塩川 伸明 (昭和22年8月6日生)	昭和45年 4月 平成14年 7月 平成18年 7月 平成20年 4月 平成20年 6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 入社 同社 執行役員兼事務システム部長 日本ルシーダ株式会社 監査役(現任) アニコム損害保険株式会社 監査役(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 監査役	—
監査役 (社外)	いわもと こういちろう 岩本 康一郎 (昭和42年2月4日生)	平成 8年 4月 平成17年 4月 平成19年 7月 平成20年 8月	弁護士登録 三好総合法律事務所 入所 岩本・高久・渡辺法律事務所 開設 株式会社QLC 監査役(現任) アニコム損害保険株式会社 監査役(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 監査役	—

従業員の状況

(1) 従業員の状況 (2009年3月31日現在)

人員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
151名	33.3歳	2.8年	5,469千円

(注) 1.人員数には、兼務役員、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時従業員は含みません。
2.平均勤続年数はアニコムグループ会社における在籍期間を通算して算出しています。
3.平均給与額は基準外給与を含んでいます。

(2) 採用方針

当社では、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍等にとらわれず人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長をし、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

(3) 社員教育・能力開発

当社では、常にオープンで公平な教育機会を提供し、個々の能力や適性を尊重しながら互いに協力し自由に競い合うことで加速度的な成長を遂げることを目的とし、人材育成・能力開発に努めています。また、あらゆる状況において、ロール(役割)をプレイ(演技)する組織風土を醸成し、勇気をもって実践することによって自己成長を遂げ、真のプロ人材の育成に努めています。

(4) 福利厚生制度

当社では、社員とその家族の健康的で豊かな生活を支える一助として、個々の価値観、ライフスタイル、多様なニーズに対応した福利厚生制度の充実に努めています。

(法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、特別休暇制度、従業員持株会、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児支援手当等の諸制度を実施しています。)

(5) 人権啓発への取り組み

当社では、社員が法令等を遵守し、規律正しく行動すること、特に次の事項については最大限尊重して行動することを求めています。

①人権の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重して行動すること。

②差別の禁止

人権は、世界的に認められた価値基準であることを認識し、性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位又は門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しないこと。

③ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しないこと。

なお、当社はセクシュアル・ハラスメント等職場での人権問題の解決に向け社内及び社外に相談窓口(ホットライン)を設置しております。社内の相談窓口は持株会社であるアニコムホールディングスのコンプライアンス・リスク管理部とし、社外の相談窓口としては、外部の法律事務所と契約し、常時相談できる体制になっています。

IV 業績データ



IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 代表的な経営指標等	44
2. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	45
3. 業務の状況を示す指標	46
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	55
2. リスク管理債権	61
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	61
4. ソルベンシー・マージン比率	62
5. 時価情報	63
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	65
損害保険用語の解説	66

代表的な経営指標等

区分	平成19年度	平成20年度	用語説明
正味収入保険料	—	6,441百万円	ご契約者から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。
正味損害率	—	24.4%	正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費の合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。
正味事業費率	—	48.0%	正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額及び諸手数料が含まれます。
保険引受利益	△602百万円	△1,949百万円	正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。
経常利益	△78百万円	△1,275百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益	△90百万円	△1,286百万円	上記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。
ソルベンシー・マージン比率	28,819.1%	633.3%	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
総資産額	4,075百万円	7,955百万円	保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	3,782百万円	3,689百万円	上記の総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。保険会社の担保力を示すものです。
その他有価証券評価差額	4百万円	△2百万円	保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
リスク管理債権	—	—	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

平成18年度以前は、アニコム インシュアランス プランニング株式会社（準備会社）の数値であり、以降の諸表についても同様です。

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料	—	—	—	—	6,441
経常収益	—	0	17	26	6,473
経常利益	—	△36	△98	△78	△1,275
当期純利益	—	△36	△209	△90	△1,286
資本金の額及び発行済株式の総数	—	3,000 (60,000株)	3,000 (61,740.4株)	3,500 (81,740.4株)	4,100 (105,740.4株)
純資産額	—	2,963	2,871	3,782	3,689
総資産額	—	3,004	2,968	4,075	7,955
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	—	—	—	—	3,206
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	—	2,283	2,804	5,212
ソルベンシー・マージン比率	—%	—%	—%	28,819.1%	633.3%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	一名	40名	18名	80名	151名

業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

<正味収入保険料>

(単位：百万円)

種目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	6,441	100.0	
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	(6,441)	(100.0)	
合計	—	—	—	—	—	—	6,441	100.0	

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

<元受正味保険料>

(単位：百万円)

種目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	6,441	100.0	
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	(6,441)	(100.0)	
合計	—	—	—	—	—	—	6,441	100.0	

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

② 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

該当ありません。

③ 解約返戻金の額

(単位：百万円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	—	35
(うちペット保険)	—	—	(35)
合計	—	—	35

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

④保険引受利益の額

＜保険引受利益＞

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受収益	—	—	6,441
保険引受費用	—	—	5,616
営業費及び一般管理費	—	602	2,774
その他収支	—	—	—
保険引受利益	—	△602	△1,949

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などでありませぬ。

[種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	△602	△1,949
(うちペット保険)	—	(△602)	(△1,949)
合計	—	△602	△1,949

⑤正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

＜正味支払保険金＞

(単位：百万円)

種目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	1,368	100.0	
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	(1,368)	(100.0)	
合計	—	—	—	—	—	—	1,368	100.0	

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

＜元受正味保険金＞

(単位：百万円)

種目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	1,368	100.0	
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	(1,368)	(100.0)	
合計	—	—	—	—	—	—	1,368	100.0	

⑥受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

該当ありません。

業務の状況を示す指標

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者配当金

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	正味損害率%	正味事業費率%	合算率%	正味損害率%	正味事業費率%	合算率%	正味損害率%	正味事業費率%	合算率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	24.4	48.0	72.4
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	(24.4)	(48.0)	(72.4)
合計	—	—	—	—	—	—	24.4	48.0	72.4

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 (コンバインド・レシオ) = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	発生損害率%	事業費率%	合算率%	発生損害率%	事業費率%	合算率%	発生損害率%	事業費率%	合算率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	24.4	48.0	72.4
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	(24.4)	(48.0)	(72.4)
合計	—	—	—	—	—	—	24.4	48.0	72.4

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国内	—	—	100.0%
海外	—	—	—

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦ 未収再保険金の額

該当ありません。

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額及び責任準備金の額

<支払備金>

(単位：百万円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	—	523
(うちペット保険)	—	—	(523)
合計	—	—	523

<責任準備金>

(単位：百万円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	—	3,206
(うちペット保険)	—	—	(3,206)
合計	—	—	3,206

② 責任準備金積立水準

当社にて取扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率を記載していません。

③ 責任準備金の残高の内訳

<平成19年度>

該当ありません。

<平成20年度>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	3,000	206	—	—	—	3,206
(うちペット保険)	(3,000)	(206)	—	—	—	(3,206)
合計	3,000	206	—	—	—	3,206

業務の状況を示す指標

④引当金の期末残高及び期中の増減額

<平成19年度>

(単位：百万円)

区分	平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度減少額		平成19年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	0	10	0	—	10
価格変動準備金	—	0	—	—	0
合計	0	11	0	—	11

<平成20年度>

(単位：百万円)

区分	平成19年度末 残高	平成20年度 増加額	平成20年度減少額		平成20年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	10	21	10	—	21
価格変動準備金	0	0	0	—	0
合計	11	22	11	—	22

⑤貸付金償却の額

該当ありません。

⑥資本金等明細表

<平成19年度>

(単位：百万円)

区分		平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度 減少額	平成19年度末 残高
資本金		3,000	500	—	3,500
うち 既発行株式	普通株式	(61,740.4株) 3,000	(20,000株) 500	—	(81,740.4株) 3,500
	合計	(61,740.4株) 3,000	(20,000株) 500	—	(81,740.4株) 3,500
	(資本準備金) 株式払込剰余金	114	500	—	614
資本準備金及び その他 資本剰余金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	114	500	—	614
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	△245	△90	—	△336
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	△245	△90	—	△336

<平成20年度>

(単位：百万円)

区分		平成19年度末 残高	平成20年度 増加額	平成20年度 減少額	平成20年度末 残高
資本金		3,500	600	—	4,100
うち 既発行株式	普通株式	(81,740.4株) 3,500	(24,000株) 600	—	(105,740.4株) 4,100
	合計	(81,740.4株) 3,500	(24,000株) 600	—	(105,740.4株) 4,100
	(資本準備金) 株式払込剰余金	614	600	—	1,214
資本準備金及び その他 資本剰余金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	614	600	—	1,214
	(利益準備金)	△336	△1,286	—	△1,622
利益準備金及び 任意積立金	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	△336	△1,286	—	△1,622

⑦損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

<平成19年度>

該当ありません。

<平成20年度>

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定しています。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害率＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常損失の増加額	34百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

⑧期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

該当ありません。

⑨事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当ありません。

⑩事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費	5	143	875
物件費	83	440	2,059
税金	24	19	43
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	0	0
諸手数料及び集金費	—	—	314
合計	113	602	3,293

業務の状況を示す指標

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払に備えるため、「安全性」「流動性」の確保に努めており、「収益性」「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に充分留意した運用を実施しております。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、特に保険事業とのシナジーが働きやすい分野を中心に多様な機会創出をするという哲学のもと、分散投資を行ってまいります。

②資産運用リスク管理の体制

当社では、運用フロント業務を経営企画部、運用事務を財務経理部、リスク管理をコンプライアンス・リスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないように、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切にリスク管理に取り組んでおります。

③資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	244	8.2	89	2.2	441	5.6
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	2,283	76.9	2,804	68.8	5,212	65.5
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	16	0.5	13	0.3	11	0.2
運用資産計	2,543	85.7	2,907	71.3	5,665	71.2
総資産	2,968	100.0	4,075	100.0	7,955	100.0

④利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区分	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	0	0.00	0	0.03	0	0.18
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	16	0.92	25	0.96	30	0.90
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	16	0.92	25	0.93	30	0.81
その他	—	—	—	—	—	—
合計	16	—	25	—	30	—

(注) 利回りは(収入金額÷月平均運用額)で算出しています。

⑤海外投融資残高及び海外投融資利回り

該当ありません。

⑥商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑦保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	299	13.1	1,007	35.9	1,907	36.6
地方債	—	—	—	—	100	1.9
社債	1,983	86.9	1,496	53.4	2,808	53.9
株式	—	—	—	—	56	1.1
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	300	10.7	339	6.5
合計	2,283	100.0	2,804	100.0	5,212	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公社債	0.92	0.98	1.01
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の証券	—	0.34	0.26
合計	0.92	0.96	0.90

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成19年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	—	—	1,007	—	—	—	1,007
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	997	498	—	—	—	—	1,496
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	300	300
合計	997	498	1,007	—	—	300	2,804

<平成20年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	400	502	1,004	—	—	—	1,907
地方債	—	100	—	—	—	—	100
社債	300	1,305	606	—	597	—	2,808
株式	—	—	—	—	—	56	56
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	339	339
合計	700	1,908	1,610	—	597	395	5,212

業務の状況を示す指標

⑩業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	平成18年度末			平成19年度末			平成20年度末		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
化学	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陸運業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス	—	—	—	—	—	—	170	56	100.0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	170	56	100.0

⑪貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑫担保別貸付金残高

該当ありません。

⑬使途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑭業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑯有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分		平成19年度末	平成20年度末
土地		—	—
	営業用	—	—
	賃貸用	—	—
建物		13	11
	営業用	13	11
	賃貸用	—	—
建設仮勘定		—	—
	営業用	—	—
	賃貸用	—	—
合計		13	11
	営業用	13	11
	賃貸用	—	—
リース資産		—	—
その他の有形固定資産		23	21
有形固定資産合計		37	33

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定運用収支

該当ありません。

計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	89	442
現金	0	0
預貯金	89	441
有価証券	2,804	5,212
国債	1,007	1,907
地方債	—	100
社債	1,496	2,808
株式	—	56
その他の証券	300	339
有形固定資産	37	33
建物	13	11
その他の有形固定資産	23	21
無形固定資産	37	68
ソフトウェア	37	65
リース資産	—	2
その他資産	1,106	2,199
未収保険料	—	75
代理店貸	—	0
未収金	15	307
未収収益	1	9
預託金	—	1
仮払金	13	15
保険業法第113条繰延資産	528	1,358
創立費	4	2
開業費	539	426
その他の資産	3	1
資産の部合計	4,075	7,955

科目	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	—	3,729
支払備金	—	523
責任準備金	—	3,206
その他負債	279	513
未払法人税等	3	44
預り金	7	14
未払金	252	189
仮受金	16	262
リース債務	—	2
賞与引当金	10	21
特別法上の準備金	0	0
価格変動準備金	0	0
繰延税金負債	2	—
負債の部合計	293	4,265
(純資産の部)		
資本金	3,500	4,100
資本剰余金	614	1,214
資本準備金	614	1,214
利益剰余金	△336	△1,622
その他利益剰余金	△336	△1,622
(繰越利益剰余金)	(△336)	(△1,622)
株主資本合計	3,777	3,691
その他有価証券評価差額金	4	△2
評価・換算差額等合計	4	△2
純資産の部合計	3,782	3,689
負債及び純資産の部合計	4,075	7,955

(平成20年度貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。(会計方針の変更)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、リース取引開始日が当事業年度に属する取引から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これに伴う経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

1

計算書類

7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
8. 保険業法第113条繰延資産は、同法の規定に基づき、その計上の翌事業年度から会社の成立後10年までの間に均等償却することとしております。
9. 創立費は、旧商法施行規則の規定に基づき会社の成立後5年間で均等額を償却しております。
10. 開業費は、5年間で償却しております。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は、25百万円であります。
12. 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	523百万円
同上にかかる出再支払備金	—百万円
差引（イ）	523百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	—百万円
計（イ+ロ）	523百万円

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,000百万円
同上にかかる出再責任準備金	—百万円
差引（イ）	3,000百万円
その他の責任準備金（ロ）	206百万円
計（イ+ロ）	3,206百万円

13. 関係会社に対する金銭債権の総額は27百万円、金銭債務の総額は39百万円であります。

14. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

支払備金	155百万円
責任準備金	74百万円
有価証券評価損	24百万円
一括償却資産償却限度額超過額	16百万円
未払事業税	12百万円
賞与引当金繰入限度額超過額	7百万円
繰延資産償却限度額超過額	4百万円
減価償却限度額超過額	1百万円
その他	1百万円
繰越欠損金	921百万円
繰延税金資産小計	1,219百万円
評価性引当金	△575百万円
繰延税金資産合計	643百万円
繰延税金負債との相殺	△643百万円
繰延税金資産の純額	—百万円

(2) 繰延税金負債

開業費認容	△151百万円
保険業法第113条繰延資産認容	△492百万円
繰延税金負債合計	△643百万円
繰延税金資産との相殺	643百万円
繰延税金負債の純額	—百万円

15. 1株当たりの純資産額は34,889円85銭であります。

なお、算定上の基礎である当期末純資産は3,689百万円であり、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。また、普通株式の期末株式数は105,740.4株であります。

16. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
経常収益	26	6,473
保険引受収益	—	6,441
正味収入保険料	—	6,441
資産運用収益	25	31
利息及び配当金収入	25	30
有価証券売却益	0	0
その他経常収益	0	0
経常費用	104	7,749
保険引受費用	—	5,616
正味支払保険金	—	1,368
損害調査費	—	203
諸手数料及び集金費	—	314
支払備金繰入額	—	523
責任準備金繰入額	—	3,206
資産運用費用	0	66
有価証券評価損	—	66
その他運用費用	0	—
営業費及び一般管理費	602	2,775
その他経常費用	30	179
創立費償却額	2	2
開業費償却額	28	113
保険業法第113条繰延資産償却費	—	58
その他の経常費用	—	4
保険業法第113条繰延額	△528	△888
経常損失	78	1,275
特別損失	8	0
固定資産処分損	7	—
特別法上の準備金繰入額	0	0
価格変動準備金繰入額	0	0
税引前当期純損失	86	1,276
法人税及び住民税	3	9
法人税等合計	—	9
当期純損失	90	1,286

(平成20年度損益計算書の注記)

- 関係会社との取引による費用の総額は、535百万円であります。
- (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	6,441百万円
支払再保険料	—百万円
差引	6,441百万円
- (2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	1,368百万円
回収再保険金	—百万円
差引	1,368百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	314百万円
出再保険手数料	—百万円
差引	314百万円
- (4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	523百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	—百万円
差引（イ）	523百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	—百万円
計（イ+ロ）	523百万円
- (5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	3,000百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	—百万円
差引（イ）	3,000百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	206百万円
計（イ+ロ）	3,206百万円
- (6) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	30百万円
計	30百万円
- 1株当たりの当期純損失は15,545円56銭であります。
なお、算定上の基礎である当期純損失は1,286百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は82,726.7株であります。
- 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

1

計算書類

5. 関連当事者との取引は次のとおりであります。
親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム ホールディングス 株式会社	(被所有) 100%	役員の兼務2名 経営指導	経営指導料 (注1)	308	未払金	33
				増資の引受 (注2)	1,200	—	—

(注) 取引金額は税込みで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が委託する経営指導及び業務委託内容を勘案した上で、役員の従事割合等により決定しております。

(注2) 当社が行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものです。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△86	△1,276
減価償却費	10	22
支払備金の増減額 (△は減少)	—	523
責任準備金の増減額 (△は減少)	—	3,206
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10	10
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	0	0
利息及び配当金収入	△25	△30
有価証券関係損益 (△は益)	—	66
有形固定資産関係損益 (△は益)	7	—
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△731	△1,065
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	194	217
小計	△620	1,674
利息及び配当金の受取額	17	21
法人税等の支払額	△6	△3
営業活動によるキャッシュ・フロー	△609	1,692
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	—	△110
有価証券の取得による支出	△2,707	△4,891
有価証券の売却・償還による収入	2,197	2,409
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△509 (△1,119)	△2,592 (△899)
有形固定資産の取得による支出	△35	△56
その他	—	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△544	△2,649
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,000	1,200
その他	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000	1,199
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△154	242
V 現金及び現金同等物期首残高	244	89
VI 現金及び現金同等物期末残高	89	332

(平成20年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成21年3月31日現在)
現金及び預貯金 442百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 △110百万円
現金及び現金同等物 332百万円
- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,000	3,500
当期変動額		
新株の発行	500	600
当期変動額合計	500	600
当期末残高	3,500	4,100
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	114	614
当期変動額		
新株の発行	500	600
当期変動額合計	500	600
当期末残高	614	1,214
資本剰余金合計		
前期末残高	114	614
当期変動額		
新株の発行	500	600
当期変動額合計	500	600
当期末残高	614	1,214
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△245	△336
当期変動額		
当期純利益	△90	△1,286
当期変動額合計	△90	△1,286
当期末残高	△336	△1,622
利益剰余金合計		
前期末残高	△245	△336
当期変動額		
当期純利益	△90	△1,286
当期変動額合計	△90	△1,286
当期末残高	△336	△1,622

1

計算書類

(単位：百万円)

科目	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
株主資本合計		
前期末残高	2,868	3,777
当期変動額		
新株の発行	1,000	1,200
当期純利益	△90	△1,286
当期変動額合計	909	△86
当期末残高	3,777	3,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3	4
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	△6
当期変動額合計	1	△6
当期末残高	4	△2
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3	4
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	△6
当期変動額合計	1	△6
当期末残高	4	△2
純資産合計		
前期末残高	2,871	3,782
当期変動額		
新株の発行	1,000	1,200
当期純利益	△90	△1,286
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	△6
当期変動額合計	911	△93
当期末残高	3,782	3,689

(平成20年度株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	81,740.4	24,000	—	105,740.4

(注) 増加は親会社を引受先とする新株の発行によるものであります。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2

リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

(5) リスク管理債権の合計額

該当ありません。

3

債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

4

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成19年度末	平成20年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,711	2,108
資本金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額）	2,704	1,904
価格変動準備金	0	0
危険準備金	—	—
異常危険準備金	—	206
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	6	△2
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	18	665
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	—	643
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	18	49
経営管理リスク (R ₅)	0	20
巨大災害リスク (R ₆)	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	28,819.1%	633.3%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

【ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））であります。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
（第三分野保険の保険リスク）（巨大災害に係る危険を除く）
- ②予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	平成19年度末			平成20年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,007	1,021	13	1,406	1,421	15
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	1,308	1,299	△9
合計	1,007	1,021	13	2,714	2,720	5

③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	平成19年度末			平成20年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,488	1,496	7	495	499	4
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,488	1,496	7	495	499	4
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—	1,608	1,601	△6
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	1,608	1,601	△6
合計	1,488	1,496	7	2,104	2,101	△2	

④ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(a) 満期保有目的の債券

該当ありません。

(b) その他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成19年度末	平成20年度末
株式	—	56
その他	300	339

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

会計監査及び代表者による財務諸表に関する確認書

(1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書について、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性及び財務諸表等作成にかかる内部管理体制の有効性について、以下のとおり確認しています。

2009年6月25日

確 認 書

アニコム損害保険株式会社
代表取締役社長 小森伸昭

私は、当社の2008年4月1日から2009年3月31日までの第4期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

損害保険用語の解説

■ か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【過失相殺】

損害賠償額の算出にあたり、損害の発生について被害者にも過失が認められる場合に、損害額から被害者側の過失に相当する部分を減額することをいいます。

【クーリングオフ】

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除(いわゆる解約のことです。)、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ていただくこと、及び重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

■ さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

【支払備金】

決算日まで発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金です。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金です。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

■ た行

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるもの実際の価額)を超えている場合をいいます。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社へ連絡していただく義務をいいます。

■ は行

【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭をいいます。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金及び責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立及びその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約条項）から構成されます。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

【保険料即収の原則】

契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

■ま行

【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。



ペットはいません。家族ならいますが。

ディスクロージャー誌
アニコム損害保険の現状 2009
2009年7月発行

アニコム損害保険株式会社 経営企画部
〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階
03-5348-3777 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

